

第3 パッケージ型消火設備

1 主な構造

人の操作によりホースを延長し、ノズルから消火薬剤(消火に供する水を含む。)を放射して消火を行う消火設備であって、ノズル、ホース、リール又はホース架、消火薬剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器等を一の格納箱に収納したものである。

2 用語の定義

この項において用いる用語の定義は、次による。

- (1) 「Ⅰ型」とは、パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件(平成16年消防庁告示第12号。以下「パッケージ型消火設備告示」という。)告示第5及び第6においてⅠ型として定める性能を有するものをいう。
- (2) 「Ⅱ型」とは、パッケージ型消火設備告示第5及び第6においてⅡ型として定める性能を有するものをいう。

3 パッケージ型消火設備を設置することができる防火対象物の要件

パッケージ型消火設備は、政令第11条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、政令別表第1(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分(指定可燃物(可燃性液体類に係るものを除く。)を危政令別表第4で定める数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。)であって、次に掲げるもの(地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。)に設置することができるものとする。(パッケージ型消火設備告示第3関係。)

なお、「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、初期消火及び避難を行う上で有効な、外気に直接解放された開口部又は随時容易に開放できる開口部を有しない場所をいうものであること。

(1) Ⅰ型 次に掲げるもの

- ア 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が6以下であり、かつ、延べ面積が3,000㎡以下のもの
- イ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が3以下であり、かつ、延べ面積が2,000㎡以下のもの

(2) Ⅱ型 次に掲げるもの

- ア 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が4以下であり、かつ、延べ面積が1,500㎡以下のもの
- イ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が1,000㎡以下のもの

4 機器

パッケージ型消火設備は、パッケージ型消火設備告示に適合する認定品のものとする。●

5 設置方法等

パッケージ型消火設備告示第4に規定するパッケージ型消火設備の設置は、次によること。

- (1) 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が、Ⅰ型にあつては20m以下、Ⅱ型にあつては15m以下となるように設けること。(パッケージ型消火設備告示第4第1号関係)
- (2) 階の出入口又は階段に近く、火災の際容易に操作ができる位置に設けること。▲
- (3) 間仕切壁等により放射できない部分が生じないよう、ホースを延長する経路、ホースの長さ及び放射距離を考慮し、当該階の各部分に有効に放射することができるよう設けること。▲
なお、この場合の放射距離は、棒状で放射した場合において概ね10mとすること。ただし、機器仕様書に明示された放射距離がこれによらない場合は、当該機器仕様書に明示された放射距離とすることができる。●

種類	水平距離(m)	防護面積(m ²)	ホース長さ(m)	放射距離(m)
Ⅰ型	20m	850 m ² 以下	設置される格納箱に 収納されているホー スの長さ	10m(注)
Ⅱ型	15m	500 m ² 以下		

(注) 機器仕様書に明示された放射距離がこれによらない場合は、当該機器仕様書に明示された放射距離

- (4) 地震動等により倒れないよう堅固に固定すること。
- (5) 扉の開閉が容易で、ホースが避難の障害とならないように設けること。
- (6) 円滑な操作及び点検が行えるよう、周囲に障害物がない場所で、かつ、照明装置又は明かり窓が設けられていること。▲
- (7) 防護する部分の面積は、Ⅰ型にあつては850 m²以下、Ⅱ型にあつては500 m²以下とすること。(パッケージ型消火設備告示第4第2号関係)
- (8) 40℃以下で温度変化が少ない場所に設けること。(パッケージ型消火設備告示第4第3号関係)
- (9) 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所に設けること。(パッケージ型消火設備告示第4第4号関係)

6 赤色の灯火及び表示

パッケージ型消火設備告示第4第5号に規定する赤色の灯火及び表示は、次によること。

- (1) 赤色の灯火

ア 消火薬剤貯蔵容器の直近の見やすい箇所に赤色の灯火を設けること。(パッケージ型消火設備告示第4第5号関係)

イ 赤色の灯火は、常時点灯とすること。(非常電源を付置することを要しない。)

ウ 赤色の灯火は、取付け面と15°以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できるものであること。▲

エ 認定品のものとして赤色の灯火が含まれていないものは、第2屋内消火栓設備7(2)イ(イ)によること。▲

オ 電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。

ただし、他の消防用設備等の電源と共用する場合で、他の消防用設備等に障害を及ぼすおそれがないときは、共用することができる。

カ 電源の開閉器には、パッケージ型消火設備である旨を表示すること。

(2) 表示

ア 消火薬剤貯蔵容器の直近の見やすい箇所にパッケージ型消火設備である旨を表示した標識を設けること。(パッケージ型消火設備告示第4第5号関係)

イ 「パッケージ型消火設備」である旨の表示、取り扱い上の注意事項、取り扱い方法、機器等の各種表示がなされていること。(パッケージ型消火設備告示第9関係)

7 特例基準

次のいずれかに適合する場合は、政令第32条を適用し、パッケージ型消火設備告示第3の要件にかかわらず、パッケージ型消火設備を設置できるものとする。

(1) 地階又は無窓階を除くこととされているが、次のいずれかに該当する場合

ア 地階が避難階となる防火対象物で、省令第5条の5に規定する普通階である場合

イ 地階又は無窓階が、受水槽、ポンプ室その他これらに類する場所のみである場合

(2) その他、消防長が防火対象物の位置、構造又は設備等の状況から判断して、パッケージ型消火設備告示の基準によらなくとも安全を確保できると認める場合